

日本赤十字社東京都支部青少年赤十字活動奨励金交付要領

(目的)

第1 本要領は、東京都内で青少年赤十字に登録している学校(園・団体)(以下「加盟校」という。)のなかで、他校の模範となる活動に取り組む加盟校に、日本赤十字社東京都支部青少年赤十字活動奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、青少年赤十字活動の充実及び発展に資することを目的とする。

(奨励金の交付対象となる活動)

第2 奨励金は、青少年赤十字の実践目標「健康・安全、奉仕、国際理解・親善」及び態度目標「気づき、考え、実行する」並びに東京都支部事業方針を踏まえ、かつ先導的で特色のある活動に取り組んでいる又は今後取り組もうとする加盟校に対し交付するものとする。

(奨励金の申請)

第3 奨励金の交付を希望する加盟校は、「青少年赤十字活動奨励金申請書」(様式1)を作成し、日本赤十字社東京都支部長(以下「支部長」という。)に提出するものとする。

2 提出期限は、日本赤十字社東京都支部事務局長が定める。

(奨励金の交付)

第4 支部長は、奨励金の交付申請があった場合は、申請書を審査のうえ、第2項の活動を行う加盟校に対して奨励金を交付するものとする。

2 奨励金の交付は、新規活動の開始又は継続活動の拡大時の一時金として充当されるものとし、1校当たり3年以内とする。

(奨励金の交付基準)

第5 奨励金の交付基準は、加盟校1校につき100,000円を限度とし、各年度5校程度とする。

(奨励金の充当対象)

第6 奨励金の交付を受けた加盟校(以下「奨励校」という。)は、本要領の目的に従い、奨励金を、教材費・資材費など当該活動を実施するうえで必要な経費に充当するものとする。

(交付の取り消し)

第7 支部長は、奨励校が、次の事項に該当すると判断した場合は、奨励金の交付を取り消すものとする。

(1) 奨励金を他の用途に使用したとき

(2) 奨励校が、青少年赤十字活動を中止したとき

2 支部長は、奨励金の交付を取り消した場合は、奨励金の返還を求めるものとする。

(活動の報告)

- 第8 奨励校は、活動終了後、「青少年赤十字活動実施報告書」(様式2)を支部長に提出するものとする。
- 2 支部長は、奨励金を交付した学校に対し、報告会での事例発表等を求めることができるものとし、実績報告については支部のホームページや活動事例集に掲載し、広く加盟校に公表するものとする。

(奨励金の精算)

- 第9 奨励金は、当該年度の2月末までに精算するものとし、奨励校は、「青少年赤十字活動奨励金精算報告書」(様式3)を作成し、支部長に提出するものとする。
- なお、精算の結果、剰余金が生じた場合は、翌年度に繰越すことなく、全て返納するものとする。

(奨励金の保管と支出)

- 第10 奨励金は、奨励校において保管し、必要の都度諸経費を支出するものとする。

(証拠書類の保管)

- 第11 奨励校は、奨励金の収支に関し、必ずこれを明確にする帳簿を備え付けるとともに、支出に伴う証拠書類を保存しておくものとする。

附 則

この交付要領は、平成15年4月1日から施行する。

平成17年3月29日 一部改正

平成19年11月30日 一部改正

平成26年2月28日 一部改正

(様式1)

令和 年 月 日

日本赤十字社東京都支部
支 部 長 あて

学校(園・団体)名
校(園)長・代表者名

印

青少年赤十字活動奨励金申請書

このたび、別添の活動実施計画書のとおり活動することいたしましたので、奨励金の交付を申請いたします。

記

1 奨励金申請額 金 円

2 活動実施計画書
別添のとおり

3 他団体との連携
(どちらかに○をつけて下さい。「あり」に○をつけた場合は、団体名をご記入下さい。)
なし・あり(団体名)

(様式2)

令和 年 月 日

日本赤十字社東京都支部
支 部 長 あて

学校(園・団体)名
校(園)長・代表者名

印

青少年赤十字活動奨励金実施報告書

このたび、奨励金により活動しましたので、別紙により報告いたします。

令和 年 月 日

日本赤十字社東京都支部
支 部 長 あて

学校(園・団体)名
校(園)長・代表者名

印

青少年赤十字活動奨励金精算報告書

下記のとおり奨励金を精算いたします。

記

1 収 入(A)

○支部からの奨励金 円
○その他収入 円

2 支 出(B)

○奨励金からの支出額 円
(内訳)※詳細に記入のこと。

・ 円
・ 円
・ 円
・ 円
・ 円

[領収書は別添のとおり]

○その他収入からの支出額 円

3 剰余金(A)－(B) 円